

大和町認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、大和町認定地域クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、大和町教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、適切かつ公正に運用するための基準を定める。

(定義)

第2条 この告示において、大和町認定地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）とは、大和町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年大和町教育委員会告示第20号）により教育委員会の認定を受けた団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象になる者（以下「補助事業者」という。）は、別表に定める大和町認定地域クラブ活動支援補助金申請要件確認書に掲げる要件を全て満たす地域クラブの代表者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、部活動の地域展開に伴う地域クラブの活動に関わる事業（以下「補助事業」という。）に要した費用のうち、人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料及び雑役務費とする。

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の限度額は、予算の範囲内とする。

2 補助金の交付回数は、年度毎1団体につき1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 大和町認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大和町認定地域クラブ活動支援補助金事業計画書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- (3) 収支予算書（様式第3号）又はこれに代わる書類
- (4) 大和町認定地域クラブ活動支援補助金申請要件確認書

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(変更申請等)

第8条 補助事業者が、前条の交付決定を受けた後、補助金の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合は、大和町認定地域クラブ活動支援補助金交付（内容・経費）変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。

2 補助事業者が、前条の交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止する場合には、大和町認定地域クラブ活動支援補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 町長が必要と認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め又は必要な調査を行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 大和町認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書（様式第6号）

(2) 収支決算書書（様式第7号）

(3) 大和町認定地域クラブ活動支援補助金事業報告書（様式第8号）又はこれに代わる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は交付の決定があった日の属する町の会計年度の翌年度4月20日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

第11条 町長は、補助事業の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、大和町認定

地域クラブ活動支援補助金概算払請求書（様式第9号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定により概算払をした場合において、第10条の実績報告に基づき補助金の額を確定し、既に交付した額が確定した補助金額を超えるときは、補助事業者に対し、その超える額の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還等）

第12条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還の期限を定めて命ずることができる。

(1) 虚偽の記載その他不正の手段によって補助金の交付決定を受けたとき

(2) 地域クラブとしてふさわしくないと認められるとき

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（適用）

- 2 この告示は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用する。

別表（第3条関係）

大和町認定地域クラブ活動支援補助金申請要件確認書

番号	要件
1	大和町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱により、教育委員会の認定を受けている団体であること。
2	指導者が2人以上いること。なお、教育や保育に関する職業の免許状や公認スポーツ指導者資格等を保有していることが望ましい。
3	安全・安心な活動を行うため任意の保険に加入し活動をする事。
4	持続可能な運営体制をとり、健全で適切な財政運営で地域クラブの運営を行うこと。
5	自立した地域クラブの設立を目指すことから、活動支援補助金の交付は年度毎1団体につき1回のみとする旨を了承すること。
6	国、県及び町が、補助金活用の状況を把握することから、団体側で会計等に関する書類等を適切に管理・保管し、町が指定する団体の会計簿等の必要書類を提出できるよう準備しておくこと。
7	中学生等の適切な活動のため、町又は町が委託する管理団体からの指導・助言・指示等を遵守すること。